

令和3年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：物品の管理等に係る財務に関する事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
	概要			
現地調査について（環境科学国際センター） 【報告書204ページ】	<p>【意見22】特定の製品を調達する場合、調達に関する公平性や透明性を確保する施策を施すよう努めることが望ましい。</p> <p>当センターにおいて2021年1月に取得した「液体クロマトグラフ／飛行時間型質量分析計」について、2製品が例示製品として挙げられていたが、3社の見積書を分析・比較したところ、基幹となるプラットフォーム（サイエックス社X500R）は3社とも同一機器であり、その他の関連機器もほぼ同一であった。埼玉県物品管理要綱では銘柄を指定することを原則として禁止しており、例外的に、「物品銘柄指定報告書」等を添付することで、特定の製品を調達することを認めていた。ほぼ同一と考えられるような特定の製品を調達する場合はこの「物品銘柄指定報告書」の作成等の検討を行い、公平性や透明性を確保できるような施策を施すよう努めることが望ましい。</p>	ほぼ同一と考えられるような特定の製品を調達する場合は、例外的に銘柄指定すべきものとなりうることを前提に入札課と事前協議を行っていく。 なお、意見のあった「液体クロマトグラフ／飛行時間型質量分析計」の取得に当たっては、入札課と事前に十分な協議を行い、銘柄選定できない（例外として銘柄指定すべき調達案件ではない）との結論に至ったものである。	その他	環境科学国際センター
物品管理システムについて【報告書214ページ】	<p>【意見23】組織的なシステム運用が行えるように、より適切な内部統制の整備運用を推進すべきである。</p> <p>物品管理システムの運用全般に係る運用マニュアル等はあるが、各部署においてシステムへの入力漏れが散見されるケースや、パスワード管理等が各部署の担当者任せとなり定期的な変更が実施されていないこと等、県全体として組織的に適切なシステム運用がなされているかの確認が不十分であると考えられる。システムへの入力漏れがあると、物品管理が適切に実施できることや正確な財務諸表を作成できない可能性があり、また、パスワードが変更されないと、不正アクセス防止や情報流出防止等のリスクを軽減できない可能性がある。そのため、システム入力漏れが発生しやすい事例やパスワードの定期的な変更について、県全体に改めて周知し、運用マニュアル等に準拠した組織的なシステム運用が行えるように、より適切な内部統制の整備運用を推進すべきである。</p>	<p>令和4年4月に物品管理システムへの入力漏れの防止と定期的なパスワード変更によるセキュリティ対策の徹底について通知を発出するとともに、分野別ポータルの「物品管理システムの利用案内」欄に掲出した。 また、令和4年7月に実施した財務管理研修など様々な機会をとらえて周知徹底を図った。</p>	対応済み	会計管理課
物品管理システムの運用状況について【報告書224ページ】	<p>【意見24】処分や不用決定に係る内容について、速やかに物品管理システムへの登録を行うべきである。</p> <p>大気環境課において不用決定がなされている機器について、物品管理システムの該当箇所の入力が遅れていた。また、他の部署への保管転換を行う予定の機器についても有効活用情報の入力が遅れていた。その他、使用頻度の入力誤りが生じていた。</p> <p>総合リハビリテーションセンターの浴室電動スノコについて、令和2年度末に処分済みであるにもかかわらず、除籍処理が遅れて行われていた。</p>	<p>令和3年10月に物品管理システムへの登録・入力及び修正を行った。</p> <p>浴室電動スノコについて令和4年1月に物品管理システムにおいて除籍処理を行った。今後、改修工事等で撤去する備品についても適切に管理していく。</p>	<p>対応済み</p> <p>対応済み</p>	<p>大気環境課</p> <p>総合リハビリテーションセンター</p>

令和3年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：物品の管理等に係る財務に関する事務の執行について

項目	監査結果に添えて提出された意見	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
	概要			
物品管理システムの運用状況について【報告書224ページ】	<p>【意見25】使用頻度や品質状況、有効活用状況などの物品管理システムへの登録を適正に行うべきである。</p> <p>産業技術総合センターにおいてマイクロフォーカスX線CT装置やFT-NMR（フーリエ変換核磁気共鳴）装置などについて、使用頻度情報や品質状況に関する入力が漏れている。</p> <p>寄居警察署の近接排気騒音測定装置について、処分予定がないにもかかわらず、物品管理システムには、処分予定ありという誤った入力がなされている。また、使用頻度及び品質状況については、物品事務担当者と使用者間で意思の疎通が不足していたため、誤認して登録している。</p> <p>茶業研究所の処分予定がある物品について、処分の検討が進んでいない。また備品の実態と備品管理システムへの入力内容に齟齬がある。さらに、有効活用情報の入力に不備（漏れ）がある。</p> <p>農業技術研究センターにおいて物品管理システムへの入力漏れや入力誤り（有効活用情報など）があり、また修理不可能な故障品について、不用決定などの手続を検討すべきである。</p> <p>水産研究所の使用頻度情報について、使用しているにもかかわらず、使用していないという誤った入力がなされている。また、品質状況について良好である資産について、入力がなされていない状況も散見されている。</p> <p>西部地域振興センターの濾過器について、使用頻度情報や品質状況の入力が漏れている。</p> <p>さいたま県土整備事務所の応急組立橋及び仮設倉庫について、品質状況の入力がない。原課においては、物品管理要綱第11条の規定に基づき、8月に備品の照合及び点検を実施し、品質状況についても「良好」であることを使用責任者が確認しており、確認台帳の記載に基づき物品管理システムへの入力を省略していたとのことであるが、入力すべき事項については、適切に入力するべきである。</p>	令和3年10月、該当箇所について入力を行った。また、令和4年度から担当者が物品システムへ入力する際には、総務担当課長が二重チェックする運用に改めた。	対応済み	産業技術総合センター
		実態とシステム入力内容に齟齬のある物品については令和4年3月に修正済、有効活用可能な物品は令和4年3月に物品管理システム登録済みであったが保管転換の申し出が無いため、活用困難な2物品と併せて、令和4年11月1日付けで不用決定を実施した。 処分の事務を実施中である。 令和4年11月1日付けで不用決定を行った物品は、全て令和5年2月22日付けで廃棄決定を行った上で処分済みである。	対応済み	茶業研究所
		物品管理システムへの入力漏れや入力誤りがあるものについては、令和4年3月までに修正登録を行った。 修理不可能な物品については、不用決定及び処分の事務を実施しており、令和5年度は当該物品のうち故障で修理不可能な物品の12件不用決定を行った。令和6年度も引き続き不用決定後の事務を実施中である。	対応中	農業技術研究センター
		システムへの誤記及び入力漏れについて、令和4年2月に修正入力した。	対応済み	水産研究所
		令和3年度に物品管理システムで品質状況と故障の対応を入力し、備品照合結果を報告した。	対応済み	西部地域振興センター
		令和3年9月に品質状況について物品管理システムに入力した。	対応済み	さいたま県土整備事務所